

(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業

重要事項説明書

社会福祉法人 八千代美香会
小規模多機能ホーム アゼリアガーデン

1. 事業主体

法人名 社会福祉法人 八千代美香会
代表者 理事長 綱島照雄
所在地 〒276-0028
千葉県八千代市村上 641
TEL 047-482-8670
FAX 047-483-3431
設立 昭和 63 年 7 月
法人の理念 すべての入居者や利用者の皆様が、その人らしい生活を送って頂くために、人としての尊厳を大切にし、地域に愛され信頼される施設づくりを目指します。

2. 事業所の概要

名称 小規模多機能ホーム アゼリアガーデン
代表者 管理者 志方 史生
指定年月日 平成 26 年 7 月 1 日
事業所番号 1292600218
所在地 〒276-0028
千葉県八千代市村上 1248-6
TEL 047-484-2116
FAX 047-481-5588

損害賠償責任 全国社会福祉協議会
保険の加入先 社会福祉施設総合損害補償団体契約

主な設備の概要

宿泊室 5 室 (個室 定員 1 名)
トイレ 3 箇所
浴室 1 室
台所 1 室

3. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、通い、宿泊、訪問等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。

(運営方針)

事業所で提供するサービスは、利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。

利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、通い、宿泊及び訪問を柔軟に組み合わせることにより、サービスを提供します。

事業所の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っていきます。

事業所のサービス提供にあたっては、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。

事業所では、居宅サービス事業者や他の保健医療機関との密接な連携を図り、サービスを提供します。

事業所のサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、わかりやすく説明を行います。

利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行い、生活を支えるために適切なサービスを提供します。

利用者の要介護状態(指定介護予防小規模多機能型居宅介護にあつては要支援状態)の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を立て計画的に行います。

4. 従業者の職種、員数及び職務の内容

(1) 管理者 1 名

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。

(2) 計画作成担当者 1 名

利用者及び家族等の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、利用者の居宅(介護予防)サービス計画の作成、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整を行います。

(3) 介護従業者

介護従業者は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び日常生活上の世話、支援を行います。

① 看護職員 3名

② 介護職員 21名

*但し、勤務の状況により、増員することができるものとします。

職員の勤務体制

- (1) 管理者 勤務時間： 9:00～17:45
(2) 計画作成担当者 勤務時間： 9:00～17:45
(3) 介護従業者 勤務時間： 早番 7:00～15:45
遅番 10:45～19:30
夜勤 17:00～ 9:30
宿直 19:30～ 7:30

*その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

5. 事業実施地域、営業時間、定員等

(1) 営業日：年中無休

営業時間：24時間

(2) サービス提供時間

① 通いサービス (基本時間) 9:00～18:00

② 宿泊サービス (基本時間) 18:00～9:00

③ 訪問サービス (基本時間) 24時間

*緊急時及び必要時においては柔軟に対応します。

(3) 登録定員は 29名

① 通いサービス利用定員は、15名/日

② 宿泊サービス利用定員は、5名/日

(4) 通常の事業実施地域：八千代市全域

*上記以外の地域の方は原則として等事業所のサービスを利用できません。

6. サービスの概要

(1) 通いサービス

食事：食事の提供及び食事の介助をします。

食事は食堂でとっていただくよう配慮します。

身体状態、嗜好、栄養バランスに配慮し提供します。

排泄：利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴：利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。

機能訓練：利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

健康チェック：血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。

送迎：利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

(2) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

(3) 訪問サービス

①利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

②訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

③ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

1) 医療行為

2) ご契約者若しくはその家族等かたの金銭又は高価な物品の授受

3) 飲酒及びご契約者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙

4) ご契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

5) その他契約者若しくはその家族に伴う迷惑行為

(4) 相談・助言等

利用者やその家族等の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

(5) 利用中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日(午後3時)までに事業所に申し出てください。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

③ サービスを休まれる場合のキャンセル料は、いたしません。

7. (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画

(1) (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画について

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所の計画作成担当者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。

計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上、交付します。

(2) サービス提供に関する記録について

サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。複写の交付については、実費をご負担いただきます。1枚につき 10円

8. 居宅(介護予防)サービス計画の作成等

事業所の計画作成担当者は、利用者の状況に合わせて適切に居宅サービスを提供するために、利用者の解決すべき課題の把握やサービス担当者会議等を行い、居宅(介護予防)サービス計画を作成します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上、交付します。

9. サービス利用料金

(1) 保険給付サービス利用料金

要介護度別に応じて定められた金額(省令により変更あり)から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。1ヶ月ごとの包括費用(月定額)です。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日。登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護(1月あたり)の料金)

<同一建物以外に居住する場合>

要支援 1	単位数 3,450		
	要介護度利用料金	36,397	円
	介護保険給付額	32,757	円
	利用者自己負担額	3,639	円
要支援 2	単位数 6,972		
	要介護度利用料金	73,554	円
	介護保険給付額	66,198	円
	利用者自己負担額	7,355	円
要介護 1	単位数 10,458		
	要介護度利用料金	110,331	円
	介護保険給付額	99,297	円

	利用者自己負担額	11,033 円
要介護 2	単位数 15,370	
	要介護度利用料金	162,153 円
	介護保険給付額	145,937 円
	利用者自己負担額	16,215 円
要介護 3	単位数 22,359	
	要介護度利用料金	235,887 円
	介護保険給付額	212,298 円
	利用者自己負担額	23,588 円
要介護 4	単位数 24,677	
	要介護度利用料金	260,342 円
	介護保険給付額	234,307 円
	利用者自己負担額	26,034 円
要介護 5	単位数 27,209	
	要介護度利用料金	287,054 円
	介護保険給付額	258,348 円
	利用者自己負担額	28,705 円

<同一建物に居住する場合>

要支援 1	単位数 3,109	
	要介護度利用料金	32,799 円
	介護保険給付額	29,519 円
	利用者自己負担額	3,279 円
要支援 2	単位数 6,281	
	要介護度利用料金	66,264 円
	介護保険給付額	59,637 円
	利用者自己負担額	6,626 円
要介護 1	単位数 9,423	
	要介護度利用料金	99,412 円
	介護保険給付額	89,470 円
	利用者自己負担額	9,941 円
要介護 2	単位数 13,849	
	要介護度利用料金	146,106 円
	介護保険給付額	131,495 円
	利用者自己負担額	14,610 円
要介護 3	単位数 20,144	
	要介護度利用料金	212,519 円
	介護保険給付額	191,267 円
	利用者自己負担額	21,251 円

要介護 4	単位数 22,233	
	要介護度利用料金	234,558 円
	介護保険給付額	211,102 円
	利用者自己負担額	23,455 円
要介護 5	単位数 24,516	
	要介護度利用料金	258,643 円
	介護保険給付額	232,778 円
	利用者自己負担額	25,864 円

<各種加算内容>

初期加算（1日あたり）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して、30日以内の期間については、初期加算として1日30円の利用者負担があります。

30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

認知症加算（Ⅰ）・・・小規模多機能型居宅介護利用対象（要支援者は算定不可）

1か月あたり **920** 単位。介護保険適用時の自己負担額は **970** 円です。

認知症加算（Ⅱ）・・・小規模多機能型居宅介護利用対象（要支援者は算定不可）

1か月あたり **890** 単位。介護保険適用時の自己負担額は **938** 円です。

認知症加算（Ⅲ）・・・小規模多機能型居宅介護利用対象（要支援者は算定不可）

1か月あたり **760** 単位。介護保険適用時の自己負担額は **801** 円です。

認知症加算（Ⅳ）・・・小規模多機能型居宅介護利用対象（要支援者は算定不可）

1か月あたり **460** 単位。介護保険適用時の自己負担額は **485** 円です。

看護職員配置加算（Ⅰ）・・・小規模多機能型居宅介護利用対象（要支援者は算定不可）

1か月あたり **900** 単位。介護保険適用時の自己負担額は **949** 円です。

看護職員配置加算（Ⅱ）・・・小規模多機能型居宅介護利用対象（要支援者は算定不可）

1か月あたり **700** 単位。介護保険適用時の自己負担額は **738** 円です。

看護職員配置加算（Ⅲ）・・・小規模多機能型居宅介護利用対象（要支援者は算定不可）

1か月あたり **480** 単位。介護保険適用時の自己負担額は **506** 円です。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

1 か月あたり 750 単位。介護保険適用時の自己負担額は 791 円です。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

1 か月あたり 640 単位。介護保険適用時の自己負担額は 675 円です。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

1 か月あたり 350 単位。介護保険適用時の自己負担額は 369 円です。

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）

1 か月あたり 1200 単位。介護保険適用時の自己負担額は 1,266 円です。

総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）

1 か月あたり 800 単位。介護保険適用時の自己負担額は 844 円です。

科学的介護推進体制加算

1 か月あたり 40 単位。介護保険適用時の自己負担額は 42 円です。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

1 か月あたり 100 単位。介護保険適用時の自己負担額は 1,055 円です。

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

1 か月あたり 10 単位。介護保険適用時の自己負担額は 105 円です。

介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は所定単位数に 149/1000 を乗じた単位数で算定致します。所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定から除外致します。

※上記記載の該当する加算の算定とさせていただきます。

<区分支給限度額基準額の管理について>

同一建物の利用者の区分支給限度額基準額については、公平性の観点から同一建物以外の利用者の単位数を用いることとなります。

（2）その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

② 宿泊の提供に要する費用：1 泊 2,000 円

③ 食事の提供に要する費用：朝食 400 円

昼食 725 円

夕食 640 円

おやつ代 100 円

- ④ おむつ代：実費 紙おむつ 100 円 尿とりパット 50 円
- ⑤ 通常の事業実施地域を超える送迎費用
- ⑥ 通常の事業実施地域を超える訪問サービスの交通費
- ⑦ レクリエーション、クラブ活動
利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

***材料費等の実費**

事業所の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費を請求します（レクリエーション費：月 100 円）。前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族等に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得ます。

(3) 利用料金のお支払方法

利用料の支払いは、口座引落としにより指定期日までに受けます。

10. 個人情報の保護

事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11. 秘密の保持

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持及び従業者に対する秘密の保持について、事業所及び事業所の従業者は、サービス提供をする上で、知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- (2) 従業者に対する秘密の保持について
就業規則にて従業者は、サービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。またその職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。
- (3) サービスの質の向上を目的に、厚生労働省に利用者の情報を提出させて頂くことがあります。

12. 苦情処理の体制

- (1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応方法に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）苦情又は相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

- (2) 事業所苦情相談窓口 9:00～17:45
管理者氏名：志方 史生
電話番号：047-484-2116
- (3) 行政機関苦情相談窓口
八千代市長寿支援課 047-483-1151（代）
国民健康保険団体連合会 043-254-7428

1 3. 事故発生時の対応方法

当事業所が利用者に対して行う(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

1 4. 衛生管理・感染症対策について

事業所の設備及び備品については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。従業員の健康管理を徹底し、従業員の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図ります。

感染症の発生時の対策としてサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画策定を行うとともに定期的な見直しを図ります。

1 5. 緊急時における対応方法

(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡させていただ

きます。病状等の状況によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請することがあります。

協力医療機関 新八千代病院
協力歯科医院 ハート歯科クリニック

1 6. 非常災害時の対策

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

非常災害発生時の対策として、年2回以上の想定訓練の実施、早期の業務再開を図るための計画策定を行います。

防火管理者：志方 史生

1 7. 情報公開

事業所が実施する事業の内容は、事業所掲示板において公開します。

事業所が提供するサービスの利用及び利用申込に資するものとし、利用者及びその家族等（過去に利用者であった者及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別できる情報を含む。）に係る内容は、これに該当しません。

1 8. 身体的拘束等について

(1) 身体的拘束等の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

(2) 緊急やむを得ない場合の検討

緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成する「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行います。個人では判断しません。

- ① 切迫性 利用者本人またはほかの利用者等の生命または身体が危険にされられる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(3) 家族への説明

緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に身体的拘束等の内容、

目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。

(4) 身体的拘束等の記録

身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

(5) 再検討

身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い「身体的拘束廃止委員会」で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

19. 運営推進会議の概要

(1) 運営推進会議の目的

(介護予防)小規模多機能型居宅介護に関して、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置し、より地域に開かれた事業所を目指します。

(2) 委員の構成

民生委員、地域包括支援センター職員、介護相談員、利用者代表、利用者家族代表、地域住民代表、施設職員

(3) 開催時期

おおむね2ヶ月に1回以上とします。

但し、感染症の流行期等においては書面での開催によることもあります。

20. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、作業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

21. サービス利用にあたっての留意事項

- ①サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ②事業所の設備や器具等は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ③他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ④所持金は、自己の責任で管理してください。
- ⑤事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮く

ださい。

2.2. 短期利用居宅介護について

当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（指定介護予防支援事業所の担当職員）が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員が、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室などを利用し、短期間の指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

- ① 短期利用居宅介護は、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算定式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

（算定式）

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者数）
÷当該事業所の登録定員（少数第1位以下四捨五入）

- ② 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行なう家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- ③ 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員（指定介護予防支援事業所の担当職員）が作成する居宅サービス計画（介護予防サービス）の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護（1日あたり）**短期利用**の料金）

要支援 1	単位数	1日／	424
	要介護度利用料金		4,473 円
	介護保険給付額		4,025 円
	利用者自己負担額		447 円
要支援 2	単位数	1日／	531
	要介護度利用料金		5,602 円
	介護保険給付額		5,041 円
	利用者自己負担額		560 円
要介護 1	単位数	1日／	572
	要介護度利用料金		6,034 円

	介護保険給付額	5,430 円
	利用者自己負担額	603 円
要介護 2	単位数 1日/640	
	要介護度利用料金	6,752 円
	介護保険給付額	6,076 円
	利用者自己負担額	675 円
要介護 3	単位数 1日/709	
	要介護度利用料金	7,479 円
	介護保険給付額	6,731 円
	利用者自己負担額	747 円
要介護 4	単位数 1日/777	
	要介護度利用料金	8,197 円
	介護保険給付額	7,377 円
	利用者自己負担額	819 円
要介護 5	単位数 1日/843	
	要介護度利用料金	8,893 円
	介護保険給付額	8,003 円
	利用者自己負担額	889 円

<各種加算内容>

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

1日あたり 25 単位。介護保険適用時の自己負担額は 26 円です。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

1日あたり 21 単位。介護保険適用時の自己負担額は 22 円です。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

1日あたり 12 単位。介護保険適用時の自己負担額は 12 円です。

介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は所定単位数に 149/1000 を乗じた単位数で算定致します。所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定から除外いたします。

※上記記載の該当する加算の算定とさせていただきます。

重要事項説明書の説明年月日
令和 年 月 日

上記の内容について利用者に説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 八千代美香会
所在地 千葉県八千代市村上 1248-6
代表者名 理事長 綱島照雄 印
電話 047-482-8670
小規模多機能ホーム アゼリアガーデン
説明者氏名 志方史生 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者 住 所 _____
代理人

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____